

気軽にご参加ください

～ゆうゆうカフェ～

認知症の方やそのご家族、友人、地域の方、どなたでも参加できるカフェです。
なんでも話せる息抜きの場や介護の情報交換の場として、お気軽にご参加ください。

申込み不要

どんなことをするの？

①お茶を飲みながら楽しいおしゃべり



②認知症予防の体操やレクリエーション



③認知症や介護について情報交換や相談



日時 11月15日(水) 午前10時～12時
場所 茨城県総合福祉センター「ゆうゆう館」1階 健診室
対象 認知症の方やそのご家族、友人、地域の方など、どなたでもご参加ください。
参加費 無料
主催 茨城県 長寿福祉課
共催 公益財団法人 報恩会 石崎病院(認知症疾患医療センター)

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407 (直通)

11月は 児童虐待防止推進月間 です オレンジリボンキャンペーン

オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルです。
・虐待を受けたと思われる子どもがいいたら
・出産や子育てに悩んだら



下記に連絡・相談ください(24時間対応)

児童相談所共通ダイヤル
☎ 189

いばらき虐待ホットライン
☎ 0293-22-0293

匿名での連絡も可能です。
連絡者や内容に関する秘密は守られます。

“子どもを守ろう” オレンジリボンたすきリレー 2017

主催：茨城県児童福祉施設協議会
子ども虐待防止と社会的擁護理解のため、オレンジのたすきをつないだランナーが県庁まで走ります。お見かけの際は、ご声援をお願いします。
▶日時等 11月2日(木) 午後2時
茨城県役場到着予定

【問合せ先】 こども課 ☎ 029-240-7144 (直通)

あなたの土地にある木は大丈夫ですか？

～道路に張り出した木等の管理は土地の所有者です～

樹木などは私たちに自然の安らぎを与えてくれます。しかし、生い茂った枝などが道路上にはみ出したり、垂れ下がって覆いかぶさったりすると、歩行者や車の通行に影響が出てしまいます。そして、道路の見通しが悪くなることで**思いがけない事故**につながってしまうことも…。

その場合、**土地の所有者にも責任が問われることがあります。**

また、台風や雪が降った後は、覆いかぶさっていた枝などが道路をふさいでしまうこともあり、特に注意が必要となりますので、樹木・竹林・生垣などの所有者の方には**伐採や剪定等**をお願いします。

誰もが安心して通行できる安全な道路づくりに、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。



道路に張り出した木とそれを避けようとする車(イメージ写真)

【問合せ先】 道路建設課 管理グループ
☎ 029-240-7115 (直通)

弾道ミサイル落下時の行動について

8月29日及び9月15日に、北朝鮮が弾道ミサイルを発射する事案が発生しました。弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国から緊急情報全国瞬時警報システム(Jアラート)などを通じて、防災行政無線や緊急速報メール、テレビ、ラジオなどで直接町民の皆さまにお知らせします。

町では、防災行政無線のほか、町ホームページ、ツイッターなどでも緊急情報を発信しています。
○緊急情報が流れたときの行動
緊急情報が流れたときは、落ち着いて、直ちに行動するとともに、引き続き国からの情報に注意してください。

屋外にいる場合

- ・近くの建物などに避難してください。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ってください。

屋内にいる場合

- ・できるだけ窓から離れるか、窓のない部屋がある場合は移動してください。
- ※武力攻撃などの国民保護事象については、内閣官房国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)に掲載されていますのでご覧ください。
※防災行政無線が聞き取りにくかったときは、放送内容を電話で確認することができます。ただし、直近の放送内容のみとなります。

【防災行政無線テレホンサービス】 ☎ 0800-800-8848 (無料) ☎ 029-292-8861 (有料)
【問合せ先】 総務課 防災・危機管理グループ ☎ 029-240-7125 (直通)

軽自動車・バイク等の廃車・名義変更はお済みですか？

バイクや軽自動車、小型特殊自動車など軽自動車税は、毎年4月1日現在、所有されている方に、課税されます。「他人に譲った」「以前から使用できずに放置してある」「紛失や盗難にあった」「所在不明」などの事情があっても、廃車や名義変更などの手続きをしない場合には、翌年度も引き続き課税されますので、下記の手続き場所にて、速やかに廃車・名義変更などの手続きを行ってください。

車の種類	必要なもの	手続き場所
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 農耕作業車 ※水戸ナンバーの小型特殊自動車・農耕作業車は茨城運輸支局での手続きとなります。	廃車 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑 名義変更 ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・印鑑	茨城県 茨城町税務課 茨城町大字小堤1080番地 ☎ 029-240-7114 (直通)
軽自動車 (660ccまでの三・四輪車)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 茨城事務所 茨城町大字若宮887番地59 ☎ 050-3816-3105
二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎ 050-5540-2017

農耕作業車(トラクターなど)はナンバー登録が必要です

乗用可能な農耕作業車(トラクター、コンバイン、田植機など)は、農耕作業用小型特殊自動車として扱われ、軽自動車税の課税対象となります。公道走行の有無に関わらず、所有していることに基づいて、その設置場所のある自治体において申告が義務付けられています。

また、ナンバープレートの交付を受けていない農耕作業車を所有している方は、税務課まで申請手続きをお願いします。

○対象となる農耕作業用小型特殊自動車の要件

- ・乗用装置のある農耕用作業車(トラクター、コンバイン、田植機など)
- ・最高速度が時速35km/h未満のもの
- ・車両の大きさに制限はありません。

○申請に必要なもの

- ・販売証明書または前所有者からの譲渡証明書
- ・印鑑

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114 (直通)